



PRESS RELEASE

令和2年4月17日（金）

新型コロナウイルス感染症の影響による竜東・遠山郷ケーブルテレビ使用料の納付猶予について



新型コロナウイルス感染症の影響により竜東・遠山郷ケーブルテレビ使用料の納付が一時難しい場合、納付の猶予について相談することができます。

【内容（基本事項）】

新型コロナウイルス感染症の影響により竜東・遠山郷ケーブルテレビ使用料の納付が一時難しい場合、納付を猶予することができます（最長1年間）。

申請書等の提出が必要になりますので IIDA ブランド推進課にご相談ください。

※NHK受信料、安心ほっとライン利用料、ケーブルインターネット利用料は対象外です。

添付資料の有無

なし あり（別添のとおり）

飯田市ウェブサイトへの掲載

なし あり

後日掲載（月 日頃）

発表の趣旨

政策・施策・事業等の発表

イベント等の事前告知

当日の取材依頼 市民・対象者等に対する周知依頼

イベント・事故等の事後告知

その他



リニアがもたらす大交流時代に
「くらし豊かなまち」をデザインする

合言葉はムトス
誰もが主役 飯田未来舞台

IIDA CITY <http://www.city.iida.lg.jp/>

問い合わせ先

総合政策部 IIDA ブランド推進課

（担当）中平 憲一

TEL : 0265-22-4511（代表）内線 2231

FAX : 0265-53-4511

mail : iidabrand@city.iida.nagano.jp